

業務委託契約書（案）

発注者 那覇港管理組合 管理者 玉城 康裕（以下「甲」という。）と、受注者 ○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

- 1 委託業務の名称 換気塔消防用設備保守点検業務（R5）
- 2 履行期間 着手 令和5年 4月 1日
完了 令和6年 3月31日
- 3 実施場所 うみそらトンネル換気塔
- 4 契約金額 ￥－
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、￥－）
- 5 契約保証金 那覇港管理組合契約規則第4条第1項ただし書き（9）の定めにより免除。

（総則）

第1条 乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 設計図書に明記されていない事項があるときは、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

（業務代理人、業務工程表）

第2条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務代理人を定め、甲に通知するものとする。

- 2 乙は、契約締結後直ちに、業務実施計画書を作成し甲の承諾を得なければならない。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（委託業務の調査報告）

第5条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況について調査を実施し、又は報告を求めることができる。

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一

時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して決める。

(損害賠償)

第7条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第8条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受理したときは直ちに検査を行わなければならない。

(契約金額の支払い)

第9条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合において、乙は損害賠償金として未済額分の100分の10を甲に納入しなければならない。

(1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 第3条から第5条までの規定に違反したとき。

(4) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。

第11条 甲は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは甲は、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条に基づく業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反により、業務を完成することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合は前条第2項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の執行に際して、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(契約事項、契約外事項についての疑義)

第14条 この契約事項について又は、契約外事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し当事者の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

(甲) 発注者

住 所 那覇市通堂町2番1号

名 称 那覇港管理組合

氏 名 管理者 玉城 康裕 印

(乙) 受注者

住 所

名 称

氏 名